

○山口県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

現行

○山口県立職業能力開発校条例

〔昭和五十四年三月十三日
山口県条例第三号〕

(設置)

第一条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定に基づき、職業能力開発校を設置する。

(設置)

第一条 (略)

(名称及び位置)

第二条 職業能力開発校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
山口県立	東部高等産業技術学校	周	南市
山口県立	西部高等産業技術学校	下	関市

(名称及び位置)
第二条 (略)

(業務)

第三条 職業能力開発校は、次に掲げる業務を行う。

- 一 法第十五条の六第一項第一号に規定する職業訓練を行うこと。
- 二 法第十五条の六第二項に規定する事業主、労働者その他の関係者に対する援助を行うこと。
- 三 法第四十四条第一項の技能検定に関する援助を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務のほか、職業訓練その他職業能力の開発及び向上に関し必要な業務を行うこと。

(業務)
第三条 (略)

(職業訓練の基準)

第四条 前条第一号の職業訓練に係る教科、訓練時間、設備その他の事項に関する法第十九条第一項の条例で定める基準は、規則で定める。

(職員)

第五条 職業能力開発校に、校長その他必要な職員を置く。

(職員)
第四条 (略)

(職業訓練指導員の資格)

第六条 法第二十八条第一項の条例で定める職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者又は職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第四十八条の三各号のいずれかに該当する者(職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者)にあっては、同規則第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。)とする。

(授業料等)

第七条 職業訓練を受け、又は受けようとする者は、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)に定めるところにより、授業料、入学選考料又は入学料を納入しなければならない。

(職業能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練)

第八条 法第十五条の六第一項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。

- 一 主として知識を習得するために行われる職業訓練
- 二 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練
- 三 その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練

(職業能力開発校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)

第九条 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(その他)

第十条 この条例に定めるもののほか、職業能力開発校の運営及び管理について必要な事項は、知事が定める。

(授業料等)

第五条 (略)

(職業能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練)

第六条 (略)

(職業能力開発校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)

第七条 (略)

(その他)

第八条 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県立職業能力開発校条例第八条の規定は、この条例の施行の日以後に入学する者について適用し、同日前に入学して現に在学中の者については、なお従前の例による。

○山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後

現行

○山口県立職業能力開発校規則

〔昭和四十四年十月十一日
山口県規則第四十六号〕

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県立職業能力開発校条例（昭和五十四年山口県条例第三号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、山口県立職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）の運営及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(訓練科等)

第二条 職業能力開発校に別表に掲げる普通課程の普通職業訓練及び短期課程の普通職業訓練に係る訓練科を設置する。

2 前項の規定により設置する訓練科ごとの訓練生（職業訓練を受けようとする者。以下同じ。）の定員は、それぞれ別表に掲げるとおりとする。

3 第一項に定める訓練科のほか、職業能力開発校に短期課程の普通職業訓練に係る訓練科を臨時に設置することができる。この場合において、訓練科ごとの訓練生の定員は、その都度別に定める。

(普通課程の訓練基準)

第三条 普通課程の普通職業訓練に係る条例第四条の基準は、次のとおりとする。

一 訓練の対象者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者又は職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

二 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練期間 一年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県立職業能力開発校条例（昭和五十四年山口県条例第三号）に定めるもののほか、山口県立職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）の運営及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(訓練科等)

第二条 (略)

難い場合には、一年以上四年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができる」と認められる期間とすることができる。

四 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が千四百時間以上であること。

五 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができる」と認められるものであること。

六 訓練生の数 訓練を行う一単位につき五十人以下であること。

七 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

八 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十一条第一項（同法第二十六条の二において準用する場合を含む。）の技能照査をもって代えることができる。

（短期課程の訓練基準）

第四条 短期課程の普通職業訓練に係る条例第四条の基準は、次のとおりとする。

一 訓練の対象者 学校教育法に規定する中学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者又は職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

二 教科 その科目が職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練期間 六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年）以下の適切な期間であること。

四 訓練時間 総訓練時間が十二時間以上であること。

五 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができる」と認められるものであること。

六 訓練生の数 訓練を行う一単位につき五十人以下であること。

七 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

八 試験 訓練の終了時に行うこと。

(教科等)

第五条 職業能力開発校における訓練科ごとの教科、訓練期間及び訓練時間数は、前二条に規定する基準に従い、校長が定める。

(休校日)

第六条 休校日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
 - 三 夏期休校 八月一日から同月二十日まで
 - 四 冬期休校 十二月二十八日から翌年一月七日まで
- 2 校長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休校日を変更し、又は臨時に休校日を設けることができる。

(入学の許可)

第七条 職業能力開発校に入学しようとする者（以下「出願者」という。）は、校長の許可を受けなければならない。

- 2 校長は、出願者について選考を行い、入学の許可を決定したときは、当該出願者に対して、その旨を通知するものとする。
- 3 第一項の許可を受けた出願者（別に定める出願者を除く。）は、その日から十日以内に保護者（出願者が未成年の場合に限る。以下同じ。）連署の誓約書を校長に提出しなければならない。

(休学及び退学)

第八条 訓練生は、病気その他やむを得ない理由により、引き続き二ヶ月以上休学し、又は職業能力開発校を退学しようとするときは、保護者連署の休学願又は退学願を校長に提出して、その承認を受けなければならない。

(復学)

第九条 休学中の訓練生は、復学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第十条 校長は、訓練生が次の各号のいずれかに該当するときは、これを除籍することができる。

- 一 正当な理由がなくて授業料を滞納し、督促を受けても納入しな

(教科等)

第三条 職業能力開発校における訓練科ごとの教科、訓練期間及び訓練時間数は、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）に定める基準に従い、校長が定める。

(休校日)

第四条 (略)

(入学の許可)

第五条 (略)

(休学及び退学)

第六条 (略)

(復学)

第七条 (略)

(除籍)

第八条 (略)

いとき。

二 死亡し、又は行方不明になったとき。

(退学処分等)

第十一条 校長は、訓練生が次の各号のいずれかに該当する場合において、これに対して退学の処分をすることができる。

一 成績不良その他の理由で成業の見込みがないとき。

二 校長の命令に従わないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、訓練上支障があると認められるとき。

2 校長は、訓練生が前項第二号又は第三号に該当する場合において、必要があると認めるときは、これに対して戒告又は停学の処分をすることができる。

(寄宿舎)

第十二条 職業能力開発校には、必要に応じて寄宿舎を置く。

2 校長は、職業能力開発校に通うことが困難な訓練生を寄宿舎の収容能力に応じて入舎させることができる。

(その他)

第十三条 校長は、前各条に定めるもののほか、当該職業能力開発校の運営及び管理について、校則を定めることができる。

2 校長は、前項の規定により校則を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを改正し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県立職業能力開発校規則第三条から第五条までの規定は、この規則の施行の日以後に入学する者について適用し、同日前に入学して現に在学中の者については、なお従前の例による。

(退学処分等)
第九条 (略)

(寄宿舎)
第十条 (略)

(その他)
第十一条 (略)

別表(第二条関係)

山口県立西部 高等産業 技術学校		山口県立東 部高等産業 技術学校		職業能力開 発校名	職業訓練 の種類	訓練課程	訓練科 訓練生 定員
普通職業 訓練		普通職業 訓練		普通職業 訓練	普通職業 訓練	普通課程	
短期課程		普通課程		短期課程	普通課程	訓練課程	
建築設備科	エクステリア・造園科	電気工事・設備科	左官・タイル施工科	木造建築科	インテリア木工科	自動車整備科(二級課程)	溶接科
二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	四〇人	一〇人	四〇人	二〇人
						メカニカルデザイン科	エクステリア・造園科
						設備システム科	二〇人
						自動車整備科(二級課程)	一〇人
						機械加工科	四〇人
						普通課程	四〇人

別表(第二条関係)
(略)